

# 千葉市役所本庁舎等広告付き庁舎等案内板設置取扱要領

## 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市役所本庁舎等広告付き庁舎等案内板（以下「案内板」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要綱 千葉市広告掲載要綱をいう。
- (2) 広告 案内板に掲載する広告をいう。
- (3) 設置事業者 案内板の設置及び維持管理並びに案内板に掲載する広告の募集、制作及び掲載を行う者をいう。
- (4) 貸付料 案内板設置場所の貸付料（消費税及び地方消費税を含む。）をいう。

## 第2章 設置事業者

(設置事業者の決定)

第3条 設置事業者は、千葉市入札参加資格者名簿において、広告又は催事で登録のある者の中から募集する。

- 2 設置事業者の募集は、千葉市財政局資産経営部新庁舎整備課ホームページにより行うものとする。
- 3 案内板の設置を希望する者は、入札参加申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。
- 4 前項の入札参加申込書が提出されたときは、市長は速やかに資格審査を行うものとし、入札参加資格があると認める者に対しては入札通知書（様式第2号）を、入札参加資格が認められない者に対しては入札参加資格審査結果通知書（様式第3号）を、それぞれ通知するものとする。
- 5 市長は、入札により最も高額である者を設置事業者として決定する。この場合において、最も高額な札を入れた者が2名以上いたときは、くじにより設置事業者を決定するものとする。

(契約の締結)

第4条 市長は、前条の規定により設置事業者を決定したときは、速やかに契約書を作成し、当該事業者と契約を締結するものとする。

(事業計画の策定及び協議)

第5条 設置事業者は、案内板の設置、維持管理方法、実施体制、広告の掲載、スケジュール、本事業の効果の検証方法等について定めた事業計画書を策定し、市長に提出するものとする。

- 2 設置事業者は、前項の事業計画書を策定するときは、あらかじめ市長と協議し、その内容について承認を受けるものとする。策定した事業計画を変更するときも、同様とする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 設置事業者は、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承し、又は担保の目的に供してはならないものとする。

(秘密の保持)

第7条 設置事業者は、業務を行ううえで知り得た情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならないものとする。契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

### 第3章 案内板

#### 第1節 案内板の設置

(案内板の設置)

第8条 案内板は、別表第1に掲げる貸付場所、貸付面積及び表示面積の範囲内において設置するものとする。

(貸付期間)

第9条 案内板の設置に係る貸付期間は、5年間を上限とするものとする。

(案内板の掲載内容)

第10条 案内板には次の各号に掲げる内容を掲載するものとする。

- (1) 本庁舎の行政組織がわかるもの
- (2) 本庁舎及び本庁舎周辺の主要施設がわかるもの
- (3) その他本庁舎を利用する者にとって有用な事項

2 設置事業者は、前項各号に掲げるもののほか、案内板に広告を掲載することができるものとする。

(設置事業者の責務)

第11条 設置事業者は、案内板の設置にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 案内板をこの要領で定める用途にのみ利用し、その他の用途に利用しないこと。
- (2) 庁舎等の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならないようにすること。
- (3) 案内板の転倒、落下及び破損等により、人命及び本庁舎等の施設に被害を生じさせないようにすること。
- (4) 案内板によって、市長又は第三者に損害を与えたときは、設置事業者は自己の責任と負担において、必要となる補償等の措置を行うこと。ただし、市長の責によって損害を与えたときは、この限りではない。
- (5) 市長が案内板を善良な管理者の注意をもって管理したにもかかわらず、案内板が毀損、汚損又は盗難等による被害が発生したときは、設置事業者は自己の責任と負担において、速やかに復旧等の措置を行うこと。

2 設置事業者は、前項各号に掲げる事項について市長から指示があったときは、その指示に従うものとする。

(案内板の一時撤去又は一部削除)

第12条 市長は、天災その他やむを得ない事情により、案内板の利用が困難な状況になったときは、設置事業者に対して案内板の一時撤去又は掲載内容の一部削除を求めることができるものとする。

2 設置事業者は、市長から案内板の一時撤去又は一部削除の指示があったときは、その指示に従うものとする。

(貸付料及び電気料の支払い)

第13条 設置事業者は、貸付料及び電気料を、年度ごとに市長の発行する納入通知書により、市長が指定した日までに納入するものとする。

2 前項の指定した日までに貸付料又は電気料の納入がないときは、市長は遅延損害金を請求することができる。

## 第2節 広告の掲載

(広告の規格及び掲載位置)

第14条 広告は、第10条第1項に定める案内板の掲載内容の妨げとならない範囲内において掲載できるものとする。

(広告の掲載期間)

第15条 設置事業者が広告枠を使用できる期間は、貸付期間と同じ期間とするものとする。

(広告内容についての責任)

第16条 設置事業者は、広告の掲載にあたっては、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 広告の内容に関する一切の責任を負うこと。
- (2) 広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと。
- (3) 広告の内容に係る財産権の全てについて権利処理が完了していること。
- (4) 第三者が市長に対して、広告活動に関連して被った損害の賠償を請求したときは、設置事業者の責任及び負担において解決すること。
- (5) 広告内容に対する苦情については、設置事業者が誠意をもって対応すること。

(広告の募集方法)

第17条 広告の募集は、設置事業者が行うものとする。

(広告の制作等)

第18条 広告は、設置事業者の責任及び負担において制作するものとする。第20条の規定により広告の内容を修正又は削除するときも、同様とする。

2 広告の内容は、要綱、千葉市広告掲載基準及びその他法令（以下「要綱等」という。）に基づくものでなければならないものとする。

(広告の選定方法)

第19条 設置事業者は、広告を制作したときは、掲載しようとする日から起算して、原則として30日前までに市長の承認を受けるものとする。

2 設置事業者は、前項の承認を受けようとするときは、案内板広告掲載申込書（様式第4号）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に提出するものとする。承認を得た広告の内容の一部を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、要綱等に基づいて掲載の可否を判断し、その結果並びに掲載内容及び条件について、案内板広告掲載決定通知書（様式第5号）又は案内板広告不掲載決定通知書（様式第6号）により設置事業者に通知するものとする。

(広告内容の修正又は削除)

第20条 市長は、掲載期間中の広告が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、設置事業者に対して広告内容の修正又は削除を求めることができるものとする。

- (1) 広告主又は広告内容が要綱及び千葉市広告掲載基準に違反したとき。
  - (2) 広告内容が法令に抵触する恐れがあるとき。
  - (3) その他市長が掲載するものとしてふさわしくないと判断したとき。
- 2 設置事業者は、市長から広告内容の修正又は削除の指示があったときは、その指示に従うものとする。

(広告掲載の取下げ)

- 第21条 設置事業者は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるものとする。
- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、設置事業者は書面により市長に申し出なければならない。

(契約の解除に伴う広告主への補償等)

- 第22条 設置事業者は、次条第1項又は第4項の規定に基づいて契約が解除された場合において、広告主に対して損害の補償及び報酬等の返還を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

#### 第4章 契約の解除等

(市長の解除権)

- 第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、契約を解除することができるものとする。
- (1) 設置事業者が要綱等に違反し、又は契約を履行しない場合において、市長が書面により相当の期間を定めてその是正を催告してもその期間内には是正がないとき。
  - (2) 契約の履行に関し、設置事業者に著しく不正な行為があったとき。
  - (3) 設置事業者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
  - (4) 設置事業者が破産手続きの申立て、更生手続き開始の申立てなど、その経営状況が著しく不健全となり、又はその恐れがあると認められる相当な理由があったとき。
  - (5) 設置事業者が契約の解除を申し出たときで、市長が契約の解除が相当であると認めるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除する場合において、納付済みの貸付料があったときは、当該貸付料を違約金と見なし、設置事業者に還付しないものとする。
- 3 第1項の規定により契約を解除する場合において、未払いの貸付料があったときは、月数及び日数に応じて、設置事業者に請求することができるものとする。
- 4 市長は、第8条に規定する貸付場所を公用又は公共用に供する必要があるときは、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 5 前項の規定により契約の全部又は一部を解除するときは、貸付料の全部又は一部を還付することができる。
- 6 第2項の違約金は、損害賠償の予定又は一部としない。
- 7 還付する貸付料には、利息を付さないものとする。

(設置事業者の解除権)

- 第24条 設置事業者は、市長が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、契約を解除できるものとする。
- (1) 市長が契約に違反した場合において、設置事業者が書面により相当の期間を定めてその是正を催告してもその期間内には是正がないとき。
  - (2) 契約の履行に関し、市長に著しく不正な行為があったとき。

2 設置事業者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を請求することができるものとする。

(損害賠償)

第25条 市長及び設置事業者は、契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できるものとする。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

2 前項本文の規定にかかわらず、設置事業者は、次の各号に該当するときは、市長に対し損害の賠償を請求することができないものとする。

- (1) 第12条の規定により、広告の一時撤去がなされたとき。
- (2) 第19条第3項の規定により、広告の掲載が不決定となったとき。
- (3) 第20条の規定により、修正又は削除を行ったとき。
- (4) 第23条第1項又は第4項の規定により、契約が解除されたとき。

3 第1項に規定する損害賠償の額は、市長及び設置事業者が協議して定めるものとする。

(原状回復等)

第26条 設置事業者は、契約期間が満了したとき又は契約を解除したときは、市長の指示に従い、自己の費用をもって案内板を撤去し、掲載場所を原状に回復して返還しなければならないものとする。

2 前項の場合において、設置事業者が案内板を撤去しないとき又は掲載場所を原状回復しないときは、市長はこれを撤去し又は原状回復することができるものとする。この場合において、市長は、撤去又は原状回復に係る費用を設置事業者に請求できるものとする。

(争訟の提起)

第27条 この契約に関する争訟の提起申立て等は、専属管轄を除くほか、千葉市を管轄する裁判所で行うものとする。

(その他)

第28条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と設置事業者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

## 第5章 補 則

(補則)

第29条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要領は、平成24年12月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

No.	貸付場所	使用条件	
		上段：貸付面積	下段：表示面積
①	本庁舎1階 ロビー案内脇	W1,800 mm×D800 mm (1.44 m <sup>2</sup> ) 以内	
		W1,800 mm×H2,200 mm (3.96 m <sup>2</sup> ) 以内	
②	本庁舎2階 カウンター脇	W4,000 mm×D800 mm (3.20 m <sup>2</sup> ) 以内	
		W4,000 mm×H2,300 mm (9.20 m <sup>2</sup> ) 以内	

年 月 日

## 入札参加申込書

(あて先) 千葉市長

申 込 者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡責任者)

部署名

職・氏名

連絡先 電話

FAX

E-mail

「千葉市役所本庁舎等広告付き庁舎等案内板整備事業募集要項」に基づき、関係書類を添付して申込みます。

記

1 申込みに係る事業

千葉市役所本庁舎等広告付き庁舎等案内板整備事業

# 入札通知書

年 月 日

様

千葉市長

地方自治法、同法施行令および千葉市契約規則の定めるところにより、次のとおり競争入札を執行いたしますので、別紙仕様書等関係書類を熟覧の上参加下さい。

なお、入札に参加されないときは、入札辞退届をただちに提出して下さい。

## 記

- |    |          |                                |
|----|----------|--------------------------------|
| 1  | 件名       | 千葉市役所本庁舎等広告付き庁舎等案内板整備事業        |
| 2  | 実施場所     | 千葉市中央区千葉港1番1号                  |
| 3  | 入札日時     | 年 月 日 ( ) 時 分                  |
| 4  | 入札及び開札場所 |                                |
| 5  | 質問書提出期限  | 年 月 日 ( ) 時まで                  |
| 6  | 回答日時     | 年 月 日 ( ) 時までに新庁舎整備課ホームページにて公表 |
| 7  | 契約期間     | 契約締結日から 年 月 日まで                |
| 8  | 契約保証金    | 千葉市契約規則による                     |
| 9  | 契約担当課    | 財政局資産経営部新庁舎整備課                 |
| 10 | その他      | 本入札は、最低希望価格を設定しています。           |

## (注意事項)

- 1 入札に必要な資格又は条件に違反した入札は、無効とします。
- 2 入札書は、必要事項を記入のうえ必ず封筒に入れて下さい。
- 3 代理人が入札される場合は、委任状を提出して下さい。
- 4 最低希望価格を設けた場合は、最低希望価格以上をもって有効な入札を行ったもののうち、最高価格の入札を行ったものを落札者とし、最低希望価格に満たない応札をしたものは失格とします。



# 入札参加資格審査結果通知書

年 月 日

様

千葉市長

年 月 日付けで提出のありました千葉市役所本庁舎等広告付き庁舎等案内板整備事業の入札参加申込につきまして、厳正な審査の結果、下記のとおり入札の参加資格が認められませんでしたので通知いたします。

記

- 1 入札参加資格が認められない理由

案内板広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

広告代理店 所在地又は住所

(広告掲載者) 商号又は名称

代表者職氏名

印

(連絡先 担当者名 TEL )

千葉市役所本庁舎等広告付き庁舎等案内板設置取扱要領第19条第2項の規定により、下記のとおり広告掲載を申し込みます。申し込みにあたっては、「千葉市広告掲載要綱」、「千葉市広告掲載基準」及び「千葉市役所本庁舎等広告付き庁舎等案内板設置取扱要領」の内容を遵守します。

記

1 広告主について

商号、名称 又は氏名	
所在地 又は住所	
業 種	

2 広告について

掲 載 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
掲 載 場 所	1階ロビー案内脇 ・ 2階カウンター脇
大 き さ	
内 容	

(注)内容欄は、広告についての概要を簡潔にご記入のうえ、デザインなど(予定で可)が確認できるものを添付してください。

3 その他

- (1) 掲載数が多い場合は、一覧表等を別途作成(書式は任意)いただき、添付してください。
- (2) 広告内容の確認が必要なため、当書類提出は、広告掲載予定の30日前を目途にご提出をお願いします。(郵送可)

案内板広告掲載決定通知書

第 号  
年 月 日

(広告掲載者)

様

千葉市長

年 月 日付けで提出のありました本庁舎等広告付き庁舎等案内板広告掲載の申込につきまして、下記のとおり掲載することと決定いたしましたので通知いたします。

記

1 広告主

商号、名称 又は氏名		業 種	
---------------	--	-----	--

2 掲載場所等

掲載場所	1階ロビー案内脇 ・ 2階カウンター脇
掲載期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

3 広告内容

4 その他

案内板広告不掲載決定通知書

第 号  
年 月 日

(広告掲載者)

様

千葉市長

年 月 日付けで提出のありました本庁舎等広告付き庁舎等案内板広告掲載の申込につきまして、下記のとおり不掲載となりましたので通知いたします。

記

1 広告主

商号、名称 又は氏名		業 種	
---------------	--	-----	--

2 広告内容

3 掲載できない理由その他